

所沢市我が家の耐震診断補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、埼玉県建築物耐震改修促進計画及び所沢市建築物耐震改修促進計画に基づき、市内において既存建築物の耐震診断又は構造計算再チェック（以下「耐震診断等」という。）に要する費用の一部を予算の範囲内で補助することにより、市民が安全で安心した生活のできる災害に強い住環境を整備することを目的とする。

2 前項の補助金の交付に関しては、所沢市補助金等交付規則（昭和55年規則第20号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助の対象となる建築物)

第2条 補助の対象となる建築物は、次の各号のいずれかに該当する市内の既存建築物とする。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定に違反していることが明らかな建築物又は国、地方公共団体及びこれに準ずる機関の建築物を除く。

(1) 昭和56年5月31日以前に工事に着手した建築物であって、次のいずれかに掲げるものの耐震診断

ア 建築物の用途が住宅であるもの

イ 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第14条第1号に規定するもののうち同条に規定する特定既存耐震不適格建築物に該当するもの（共同住宅等に該当するものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。）

ウ 特定既存耐震不適格建築物のうち、建築物の耐震改修の促進に関する法律第14条第3号に規定するもの（以下「通行障害建築物」という。）

エ 建築物の耐震改修の促進に関する法律第14条第3号に該当する建築物のうち、埼玉県都市整備部長が定める主要な路線沿道にある建築物であって、建築物の耐震改修の促進に関する法律第14条第1号に掲げる建築物及び木造以外の建築物で3以上の階数を有し、又は工場若しくは倉庫の用途に供するもので床面積の合計が500平方メートル以上の建築物

(2) 昭和56年6月1日以降平成12年5月31日までに工事に着手した建築物であって、建築物の用途が一戸建ての住宅又は兼用住宅（一户建ての住宅に住宅以外の用途に供する部分があるもので、その床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る。以下同じ。）であり、かつ、その構造が木造在来軸組構法であるものの耐震診断

- (3) 昭和56年6月1日以降に工事に着手した建築物であつて、その用途が共同住宅であるものの構造計算再チェック
(補助の対象となる耐震診断等)

第3条 補助の対象となる耐震診断は、次に掲げるものとする。

- (1) 木造の住宅及び特定既存耐震不適格建築物にあつては、一般財団法人日本建築防災協会による耐震診断基準又はこれと同等の耐震診断方法(以下「耐震診断基準」という。)により、建築物の地震に対する安全性を評価したもの
(2) 木造以外の住宅及び特定既存耐震不適格建築物にあつては、耐震診断基準により、建築物の地震に対する安全性を評価したものであつて、安全性を評価した結果について別表第1に掲げる第三者機関による審査を受けて適正と認められたもの

2 補助の対象となる構造計算再チェックは、建築基準法第6条第1項の規定による確認申請書に添付された構造計算書及び構造計算書に基づき作成された設計図書について、別表第2に掲げる第三者機関により建築基準法等に照らして妥当なものであるかの審査を受けたものとする。

(安全性の評価を行う者)

第4条 前条第1項において安全性を評価する者(以下「安全評価者」という。)は、建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定により登録を受けている建築士事務所(木造の住宅にあつては、原則として、市内に営業所を有する事務所)に所属している同法第2条第1項に規定する建築士(同法第3条から第3条の3までに掲げる建築物の区分に応じた者をいう。)とする。

(補助の対象者)

第5条 一戸建ての住宅又は兼用住宅の耐震診断について補助金の交付を受けることができる者は、当該建築物を所有している者又は当該建築物に居住している者とする。

2 長屋若しくは共同住宅又は特定既存耐震不適格建築物、通行障害建築物若しくは第2条第1号エに該当する建築物の耐震診断及び構造計算再チェックについて補助金の交付を受けることができる者は、当該建築物を所有している者とする。

(補助額等)

第6条 耐震診断等に対する補助額は、次に掲げる額とする。ただし、補助額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 耐震診断

ア 一戸建ての住宅又は兼用住宅 1棟につき耐震診断に要した費用（住宅・建築物安全ストック形成事業に係る基礎額（社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日国官会第2317号）附属第Ⅲ編イ—16—(12)—①に定める基礎額）を限度とする。以下この号において同じ。）の3分の2に相当する額。ただし、5万円を限度とする。

イ 木造の長屋又は共同住宅 1棟につき耐震診断に要した費用の3分の2に相当する額又は住宅の戸数に2万円を乗じた額のうちいずれか低い額。ただし、20万円を限度とする。

ウ 木造以外の長屋又は共同住宅 1棟につき耐震診断に要した費用の3分の2に相当する額又は住宅の戸数に5万円を乗じた額のうちいずれか低い額。ただし、100万円を限度とする。

エ 特定既存耐震不適格建築物 1棟につき耐震診断に要した費用の3分の2に相当する額。ただし、100万円を限度とする。

オ 通行障害建築物 1棟につき耐震診断に要した費用の3分の2に相当する額。ただし、200万円を限度とする。

カ 第2条第1号エに該当する建築物 1棟につき耐震診断に要した費用の6分の5に相当する額。ただし、250万円を限度とする。

(2) 構造計算再チェック 1棟につき構造計算再チェックに要した費用の2分の1に相当する額。ただし、15万円を限度とする。

2 補助金の交付は、補助の対象となる建築物1棟につき原則として1回とする。

(補助の申請手続)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、所沢市我が家の耐震診断補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、耐震診断等の実施前に市長に提出しなければならない。

(1) 補助の対象となる建築物の建築時期を明確にできる書類

(2) 補助の対象となる建築物の所有者であることが確認できる書類（所有者が法人の場合は登記事項証明書）。ただし、一戸建ての住宅又は兼用住宅の耐震診断の場合にあっては、補助の対象となる建築物に居住していることが確認できる書類をこれに代えることができる。

(3) 耐震診断等の見積書の写し

- (4) 付近見取図
 - (5) 配置図、各階平面図（一戸建ての住宅又は兼用住宅であって既存図面がない場合は除く。）
 - (6) 耐震診断の場合にあつては、安全評価者に係る建築士法第5条及び第23条の3の規定による登録が確認できる書類
 - (7) 共同住宅（区分所有の場合に限る。）の耐震診断又は構造計算再チェックの場合にあつては、耐震診断等に係るマンション管理組合の総会の議決書の写しその他の耐震診断等の実施の決議がなされていることが確認できる書類
 - (8) 代理者によって申請をする場合にあつては、委任状
 - (9) その他市長が必要と認める書類
- 2 申請者は、補助金の交付申請を取り下げるときは、速やかに所沢市我が家の耐震診断補助金交付申請取下届（様式第1—2号）を市長に提出しなければならない。
- （補助金の交付決定通知等）
- 第8条 市長は、前条の申請があつたときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、所沢市我が家の耐震診断補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による審査により、補助金の交付が適当でないと認めたときは、所沢市我が家の耐震診断補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。
- 3 申請者は、第1項の規定による通知を受けた後に、安全評価者と耐震診断等の契約の締結をするものとする。
- （申請内容の変更等）
- 第9条 前条第1項の規定により交付決定通知を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、申請内容等に変更があつたときは、所沢市我が家の耐震診断補助金交付変更申請書（様式第4号）に変更内容が確認できる書類を添付して、速やかに市長に提出しなければならない。
- 2 前条の規定は、前項の場合に準用する。
- 3 補助対象者は、補助金の交付申請を取り下げるときは、速やかに所沢市我が家の耐震診断補助金交付申請取下届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。
- （耐震診断等の実績報告）

第10条 耐震診断に係る補助対象者は、耐震診断が完了したときは、所沢市我が家の耐震診断補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添付して、速やかに市長に報告しなければならない。

- (1) 耐震診断報告書（現地調査写真及び現況図面を含む。）
- (2) 別表第1に掲げる第三者機関による審査を受けたことが確認できる書類の写し（木造の住宅を除く。）
- (3) 耐震診断に要した費用の領収書の写し（補助対象者宛てのものに限る。）
- (4) 契約書の写し（一戸建ての住宅又は兼用住宅は除く。）
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 構造計算再チェックに係る補助対象者は、構造計算再チェックが完了したときは、所沢市我が家の耐震診断補助金実績報告書に次に掲げる書類を添付して、速やかに市長に報告しなければならない。

- (1) 構造計算再チェック報告書
- (2) 構造計算再チェックに要した費用の領収書の写し（補助対象者宛てのものに限る。）
- (3) 契約書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 前2項の報告は、補助金の交付決定通知のあった日の属する年度の1月31日までに
行わなければならない。

（補助金の交付額確定通知等）

第11条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適正に耐震診断等が行われたと認めたときは補助金の額を確定し、所沢市我が家の耐震診断補助金交付額確定通知書（様式第7号）により補助対象者に通知するものとする。

（補助金の交付請求及び交付）

第12条 前条第1項の規定による通知を受けた補助対象者（以下「補助決定者」という。）は、所沢市我が家の耐震診断補助金交付請求書（様式第8号）により、市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、その内容を審査し、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第13条 市長は、補助決定者が虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたときは、補助金の交付決定を取り消し、交付した補助金を返還させるものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。